

令和5年度第2回堺市入札監視等委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和6年1月30日（火）午後1時30分から午後4時35分まで
- 2 場所 堺市役所本館 地下1階多目的室（堺市堺区南瓦町3-1）
- 3 出席委員 3名
- 4 審議対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

5 会議の概要

(1) 報告案件

ア 事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について報告を行った。

イ 上下水道局から、浅香山町3丁ほか配水管布設工事（令和3年度施工）の変更契約等に係る事案に関し、同局において実施した調査結果及び職員の不適切な職務遂行を踏まえた組織変革の取組について報告を行った。これに対し各委員から、「入札監視委員会としては、このケースのように入札、契約後に設計や工事内容の変更があった場合、適切に対処されたかどうかについて管理・監督することができる体制や基準について検討すべき責任があった。」、「再発防止に向けた設計変更業務の監視体制強化等の対応については評価できるが、今後実効性のある体制となるように、強化された体制について引き続き検証していく必要がある。」、「今後、二度と同様の事態が発生しないよう、内部のみでなく外部の視点も踏まえ実効性を確保することで、公平・公正な職務遂行に取り組まれない。」との旨の意見が付された。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数281件）のうち、委員が抽出した4案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

【審議案件一覧】

契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
一般競争入札 (特別簡易型総合 評価落札方式)	土木工事	「砂道町下水管耐震化工事(5-21) (詳細設計付)」	119,647,000円
一般競争入札	水道施設工事	「毛穴町ほか配水管布設工事」	102,410,000円
一般競争入札	建築設計業務	「日置荘西小学校給食調理場改築工事設計業務 (監理一括発注方式)」	18,865,000円
		「八田荘西小学校給食調理場改築工事設計業務 (監理一括発注方式)」	12,785,300円
		「新金岡東小学校給食調理場改築工事設計業務 (監理一括発注方式)」	12,650,000円
随意契約	清掃施設工事	「東工場排水処理施設ほか改修工事」	294,800,000円
		「東工場第二工場ほか定期補修工事」	265,540,000円

【砂道町下水管耐震化工事（5-21）（詳細設計付）】	
委員質問	担当課等回答
堺市で初めて詳細設計付工事を試行的に実施した理由は何か。	現在、本市では管更生を主体として年間約10kmの改築・耐震化工事を実施しているが、将来的には年間約25kmまで増加させる予定である。更新量の増加に当たっては、より効率的な設計・施工が必要であると考え、有効な手法の一つと考えられる詳細設計付工事を試行的に実施することとした。
本案件で総合評価落札方式を採用した理由は何か。	施工業者とコンサルタント業者間で各種調整が発生することが想定されたことから、調整を円滑に進め、工期短縮等の効果を最大限に高めることを目的に、高度な技術者の確保が期待できる総合評価落札方式を採用した。また、国土交通省の『設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式 実施マニュアル（案）』において、詳細設計付工事は総合評価落札方式を採用することとされていたこと等も参考にした。
入札契約制度について、従来方式との相違点はどのようなものか。	<p>従来方式との相違点は、建設工事、詳細設計業務のそれぞれに調査基準価格、失格基準価格を設定し、低入札価格調査の対象としたことである。また、総合評価落札方式の技術評価においては、従来から対象としている「建設工事」に加え、「詳細設計業務」についても対象とした。</p> <p>契約制度については、建設工事業者と設計業者との共同企業体による分担施工方式の契約とするため、契約金額の内訳の合意も含め、それぞれの責任範囲に応じた契約上の権利義務を契約書上に規定した。</p>
詳細設計付工事を試行的に実施することで、どれぐらいの工期の短縮が見込まれるのか。	仮に本案件について建設工事と詳細設計業務とを別々に発注した場合は、予算確保等に係る期間も含め約24か月を要する想定であった。これに比べて、一括発注とした本案件においては、公告等の事務手続の重複期間の縮減、施工者のノウハウ活用による設計期間の効率化、概算数量発注による積算事務の効率化等により、現状、6～8か月程度の工期短縮効果が得られるものと見込んでいる。
現状想定できる詳細設計付工事のデメリットはあるか。	一般的には、建設工事と詳細設計業務とを分離して発注した場合と比べて、工事の施工者側に偏った設計となりやすい傾向があるといわれている。ただし、本案件のような管更生工事は、業者間の設計技術の差が生じにくいいため、デメリットは少ないと考えている。工事の種類によって、慎重に判断していく必要があると考える。

<p>本案件において、競争性は発揮できていると考えているか。また、競争性を発揮できるような工夫は行ったか。</p> <p>今後詳細設計付工事を採用するかどうかについて、どのように考えているのか。</p>	<p>同規模の建設工事と詳細設計業務とをそれぞれ分離発注した場合と比べれば少ないものの、入札参加者数が11者と、一定の競争性を確保できたものと考えている。</p> <p>また、発注に先立ち、令和4年12月にホームページで発注概要の公表を行い、質疑期間を設定するなどし、事業者に対して事前の周知を図った。</p> <p>本工事の検証を行いつつ、詳細設計付工事の拡大を視野に今後も試行実施を進めていく予定である。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、詳細設計付工事として、建設工事と詳細設計とを一括発注し、詳細設計の段階から施工者のノウハウを活用すること等により、下水管耐震化工事を早期に進めるために試行的に実施している案件とのことであった。</p> <p>また、入札契約手続においては、本方式による発注を行う前に、事前周知の実施や質疑期間の設定を行ったこともあり、一定数の入札参加がみられ、競争性・透明性・公平性に問題はなかったと考える。</p> <p>ただ、建設工事と詳細設計業務との一括発注による工期短縮のメリットがある一方で、工事の種類によっては施工者側に偏った設計となりやすいというデメリットがあると一般的には言われている面もあるため、今後の詳細設計付工事の拡大に当たっては、慎重な対応を検討されたい。</p>	

【毛穴町ほか配水管布設工事】	
委員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>入札した全13者が同じ金額で、かつ、失格価格基準と同額での「くじ」となった結果について、どのような理由が考えられるか。</p> <p>本案件の入札結果は、外形的に競争性が発揮されていないように見えるが、「くじ」を減らすための考えうる方策はあるか。</p> <p>予定価格を事後公表にした場合、入札結果は異なるものになるのではないか。</p> <p>堺市として、予定価格を事後公表に切り替えることについてどのように考えているのか。</p>	<p>本案件の予定価格の積算はほぼ公表されている単価を採用している工事であったことから、比較的積算が容易であったためと考えられる。</p> <p>方策としては、例えば総合評価落札方式の拡大があり、現状堺市においては大半が特別簡易型を採用しているが、より技術面に比重を置いた簡易型等の総合評価落札方式の採用も一つの方法である。他市町村の状況も注視しながら、工事内容等を踏まえた適切な入札方法の検討を続けていく。</p> <p>積算が容易な案件であるという前提であれば、くじ対象業者が、多少減少することはあるかもしれないが、大多数が失格基準価格と同額となる結果については、大きくは変わらないものと考えられる。</p> <p>予定価格の事前公表、事後公表のメリット、デメリットを比較して、入札の競争性・公平性・透明性等の確保を前提に、慎重に判断していく必要があると考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本案件は、入札した全13者が同じ金額で、かつ、失格価格基準と同額での「くじ」となった案件だが、予定価格の積算はほぼ公表されている単価を採用している工事であり、積算が容易であったことを踏まえると、入札結果に不自然なところは見られないと考える。</p> <p>予定価格の事前公表・事後公表については長年議論があり、本案件は事前公表の案件であるが、入札額、落札額ともに高止まりにはなっておらず、談合のおそれもないことから、現段階で予定価格の事前公表による弊害は見られなかったと考えられる。</p> <p>また、仮に予定価格を事後公表にしても、積算基準や単価等が一定公表されている中において、失格基準価格を算出することは比較的容易であり、特に積算しやすい案件においては、くじ率の低下にはさほど繋がらないと推定される。また、事後公表については、予定価格を探り出すための不正行為の誘発のリスクもあるとされている。</p> <p>ただし、予定価格の事前公表については、入札結果が外形的には競争性が発揮されていないように見えるという意見もある。そもそも一般競争入札において、予定価格は事後公表が原則という考え方がある。全てにおいて事後公表にすべきだというのは現実的ではないと考えるが、競争性の阻害や談合の可能性等の弊害が生じていないかを、今後も注視していき、より良い制度となるよう検討されたい。</p>	

【日置荘西小学校給食調理場改築工事設計業務（監理一括発注方式）】
 【八田荘西小学校給食調理場改築工事設計業務（監理一括発注方式）】
 【新金岡東小学校給食調理場改築工事設計業務（監理一括発注方式）】

委員質問	担当課等回答
<p>建築設計・監理一括発注方式の試行実施案件とのことであるが、制度の導入目的は何か。</p>	<p>本市の監理業務の入札において、入札参加者が少ない傾向が見られること、また、責任の所在が不明確になり、設計成果物の品質低下等の課題が生じている。これらの課題の解消を目的に、スケールメリットを生かすことによる競争性の確保や、責任の明確化により品質確保が期待できる案件については、「設計・監理一括発注方式」の試行実施をすることとした。</p>
<p>建築設計・監理一括発注方式の発注基準はどのようなものか。</p>	<p>本制度の試行実施の対象については、特に効果が期待できる案件として、監理業務のボリュームの小さい、「新築、増改築で、概ね延べ面積 300 m²程度までの案件」を採用し、小規模で定型的な案件を対象とした。</p>
<p>入札の辞退者数が多いが、その原因はどのように考えているか。</p>	<p>試行実施の段階なので、様子を見た事業者も一定数いると考えている。また、日置荘西小学校の案件の入札参加事業者にヒアリングしたところ、工事完了まで支払いがないと誤解していることが判明したので、他の2件の発注に当たっては、仕様書を見直し、設計完了の段階で支払いがあることをより明確に記載した。</p>
<p>建築設計・監理一括発注方式の導入により、競争性は改善されたか。</p>	<p>一定の応札者数が確保できていることから、スケールメリットが活かされ、試行実施の段階としては、競争性は改善していると認識している。また、ヒアリングの結果からも事業者から関心を持ってもらったものと認識しており、今後制度が周知され、より競争性が高まることを期待している。</p>
<p>責任の所在の明確化等、工事品質の確保の検証はどのように行う予定か。</p>	<p>工事品質の確保の検証については、今後、工事の中間検査等の機会を活用し、施工の各段階に応じた検証を行いたいと考えている。</p>
<p>《講評》</p> <p>本案件は、建築設計・監理一括発注方式を採用した業務で、発注部局での基準に基づいて、発注していることを確認し、本制度の適用については問題ないことを確認した。また、入札参加者を増やすという効果も一定程度あったと考える。</p> <p>入札結果の観点では、最初の案件の初回の入札で辞退者や予定価格超過が多く、不調となっていたが、その原因は、設計完了時に支払いがあることが不明瞭だったことにあると判明したため、他の2件においては、設計完了時に支払いがあることを明記することにより対処していることを確認した。</p> <p>当該2件の入札においては、不調はなく、一定の応札者数があったことを踏まえると、監理業務の発注の課題の一つであった競争性の確保については、一定改善されていると考える。</p> <p>ただし、他の課題として挙げていた工事品質の確保については、まだ効果検証中の段階であり、今後、適用した案件の事後検証をしっかりと行うことが必要と考える。</p> <p>これからも、本制度の本格実施に向け、引き続き検討を進めていただきたい。</p>	

【東工場排水処理施設ほか改修工事】

【東工場第二工場ほか定期補修工事】

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>両案件は、一体して発注することが可能と思うが、一体して発注する上で、何か法令上の制約があるのか。</p>	<p>法令上については、予算と建設業法の取扱いに関して、本市関係部局及び大阪府の建設業許可所管部局に確認したところ、制約はなく、結論としては、一体発注できるという回答であった。ただし、一体発注か、別発注とすべきかについては、一概にどちらが正しいとは言えず、個々の工事内容を踏まえ、判断していくべきであるとの意見も併せて伺っている。</p>
<p>法令上の制約はないとのことであるが、それでは、なぜ、工事場所、工期が類似している同じ契約相手方の両案件を別発注しているのか。</p>	<p>定期補修工事は、一般廃棄物の焼却処理を確実にを行うために、毎年、炉停止する6月～8月、10月～12月、2月～3月に必要となる補修を行うものであるが、次年度の発注準備のため、夏の補修状況を踏まえ、9月ごろから予算要求や設計を開始している。その上で、3月には全ての補修結果を踏まえ、優先順位付けなど最終調整及び設計を行い、4月発注、5月契約、6月の工事開始に間に合わせている状況である。</p> <p>一方、改修工事は、施設の延命化を目的に、主に耐用年数を超過した設備を一体で、必要によりその時点での最新技術を導入した改修も含めた更新を行うもので、改修工事の都度、適切に工期等を設定している。</p> <p>なお、本改修工事は、長期間の納期を要する設備を含む内容があったものの、年度内での納期が確認できたため、定期補修工事の発注時期よりも早い4月契約を行った。また、別案件では、納期や工事期間の関係から、複数年に跨る大規模改修工事も発注している状況がある。</p> <p>このように、発注までのプロセスや、適切な時期に必要な工事を確実に行うことができる工程、工事内容が大きく違うことから、個別に発注を行っている。</p>
<p>発注プロセスや工程の説明があったが、本件は随意契約であることも勘案し、公正性、透明性を確保する視点を加える必要があることに変わりはない。今後の検討に際しては、現状の枠組みを変えていく必要があるのではないかと。</p>	<p>一体発注していない理由として、現状の発注プロセスや工程を説明したが、今後も現状の発注方法を変更しない前提ではない。施設が老朽化している中では改修工事は増加傾向にあり、近年は定期補修工事と改修工事の工期と契約金額が近い状況にあったが、今年度から改修工事が大規模化しており、今後も建替計画が決まるまでは同様の傾向が続くものと想定している。また、定期補修については、本市では主に3度の炉停止期間中に施工を行っているが、他市では、炉停止期間ごとに別々に発注している事例もある。</p> <p>各工事を確実に執行していくため、現在の工期設定等、発注内容のあり方については、検討事項の1つとして考えていきたい。</p>

公正性・透明性の観点からも、今回のようなケースでは一括発注とするなど、疑念を抱かれないような発注方法を検討すべきではないか。

工期設定や設計プロセスにおいて、そのタイミングを合わせることはできる場合には、実務レベルでの一括での発注を検討していきたいと考えているが、一方で、一括発注することが困難なケースが多いのも実情である。

しかし、そのような困難なケースにおいても、今後、疑念を抱かれないように、発注規模や工期設定、発注時期等を見直すなど、より一層の適正化を図っていきたいと考えている。

《講 評》

本案件は、昨年度の本委員会でも審議があったが、同一相手方、同一場所での施工、類似した工期の工事を別発注としていることについて、議会の決議を潜脱するものではないかというところが問題点であった。これは、2件に分けて発注することで、両方とも議会議決手続きの対象となる予定価格3億円を下回るという外形的な事実があるからである。昨年度の審議案件も全く同じ構造であったため、本委員会として審議を行ったものであったが、昨年度は、性質が異なるという理由のみで一括発注できないことの説明を行っていた。今回は、前回の審議も踏まえ、他市状況や、定期補修工事と改修工事における発注スケジュール及び工程管理の違い、一括発注することの困難さや、実務上の課題について、説明を受けることができた。

審議全般においては、工事担当課から、一括発注の検討や、疑念を抱かれない発注方法の検討を行う等の前向きな回答があったため、昨年度と比べ、審議としては前進することができたと考える。

しかし、様々課題があったとしても、現在の発注方法では、議会の議決手続を回避しているかのように捉えられ、疑念を抱かれても仕方がない状況になっていることに変わりはないと考える。

本委員会としては、公正性・透明性が一層担保されるような発注方法となることを期待しており、同時に、随意契約であることを十分に留意した上で、今後の経過もしっかりと監視していきたいと考えている。

本案件については、一括発注とすることだけが正解ではないかもしれないが、担当部局においては、公正性・透明性が担保されるよう、今後の取組を着実に進めていただきたい。